

## 新潟県産業別最低賃金の改定決定について

新潟労働局長は、平成22年11月19日以降、11月29日までの間に、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「新潟県各種商品小売業最低賃金」及び「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改定額を下記のとおり決定しました。

改定された各産業別最低賃金額は、効力発生日から適用されます。

記

産業別最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生日
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> （電球製造業 及び 電気計測器製造業 を除く）	時間額 円 <b>786</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬（動力によるものを除く。）用務員、賄いの業務	22.12/29
<b>各種商品小売業</b> （衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等）	時間額 円 <b>738</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能取得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	22.12/19
<b>自動車（新車） 自動車部分品・附属品小売業</b>	時間額 円 <b>786</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	22.12/29

新潟県最低賃金（新潟県内の事業場で使用される全ての労働者に適用）は、平成22年10月21日より時間額**681**円となっています。

最低賃金に関するお問い合わせは、  
新潟労働局労働基準部賃金室  
（025-234-5924）まで



第6回新潟労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品  
長岡情報ビジネス専門学校 CG・Web技術科 坂牧 和也 氏制作